

六

奈良県公安委員会 告示 第 60 号

道路交通法第 103 条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐



1 日 時

令和 8 年 6 月 11 日 午前 8 時 30 分

2 場 所

奈良市登大路町 80 番地

奈良県警察本部 聴聞会場